

かつらぎ町技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

1. 現状(平成19年4月1日現在)

(1) 職種ごとの人数・平均年齢・平均給与

かつらぎ町				民間		
職種	職員数	平均年齢	平均給与月額	類似職種	平均年齢	平均給与月額
清掃職員	1人	36.7歳	299,800円	廃棄物処理業従業員	43.3歳	299,800円
自動車運転手	1人	41.3歳	387,900円	自家用乗用自動車運転手	53.4歳	281,000円
その他	13人	43.7歳	354,900円	—	—	—
合計	15人	43.1歳	331,700円			

- ※ かつらぎ町のデータは平成19年4月1日現在のものです。
- ※ その他とは、施設管理員、道路管理員などです。
- ※ 平均給与月額とは、基本給のほか、扶養・住居・通勤・時間外勤務・特殊勤務等の手当額の合計で期末勤勉手当は含みません。
- ※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。(平成16年～平成18年の3ヶ年平均)
- ※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

(2) 職種ごとの年齢別の人数・平均給与

	清掃職員		自動車運転手		その他	
	人数	平均給与(円)	人数	平均給与(円)	人数	平均給与(円)
～27歳						
28歳～31歳					2	278,500
32歳～35歳					2	275,300
36歳～39歳	1	299,800			3	341,500
40歳～43歳			1	387,900		
44歳～47歳					1	382,800
48歳～51歳					1	367,600
52歳～55歳					1	364,900
56歳～59歳					3	346,500

(3) その他給与に関する事項

1 給料表について

技能労務職員については、行政職給料表(一)の3級までを適用し、かつらぎ町独自の給料表を設けています。

2 手当について

扶養手当・住居手当・通勤手当・特殊勤務手当・時間外勤務手当・休日手当・宿日直手当・期末勤勉手当をそれぞれ該当する者に支給しています。

なお、主な手当の内容は次のとおりです。

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 (支給額) 配偶者 13,000円 配偶者以外 6,500円 1人(配偶者なし) 11,000円 満16歳から満22歳の子 5,000円加算	同

	住居手当	借家・借間又は自宅に住居する職員に支給 (支給額) 借家・借間住居職員(月額12,000円を超える家賃を支払っている職員)最高27,000円 自宅住居職員2,500円(自宅の新築・購入から5年間に限る)	同
	通勤手当	交通機関等の利用者 通勤のために交通機関等の利用を常用とすること。 運賃相当額が55,000円以下については運賃相当額。 自動車等の交通用器具使用者 通勤距離に応じた月額 (3,400円～24,500円)を毎月支給	異 (通勤区分が異なる)
特殊勤務手当	清掃事業	犬、猫等の死体の収容処理に従事する職員に支給 1件 1,000円	手当なし
	伝染病防疫作業	伝染病の防疫作業に従事した職員に支給 4時間 1,000円	同
	行旅死病人収容作業	行旅死人の収容作業に従事した職員に支給 1件 2,000円	同
		行旅病人の収容作業に従事した職員に支給 1件 1,000円	手当なし
	救急患者移送	救急患者移送車の運行業務に従事した職員に支給 1件 1,500円～2,000円(運行先による)	手当なし
救急患者移送車に乗務するため待機した職員に支給 日額 100円		手当なし	

3 昇給基準について

毎年1月1日に勤務実績、勤務評定等に応じ4号給(55歳以上は2号給)を標準として昇給を実施しております。なお、平成22年1月まで昇給抑制措置(△1号給)を行っています。

2. 基本的な考え方

当町の技能労務職員においては、業務の民間委託等へのシフトにより単純労務だけでなく、他の職務を兼務しているのが現状であります。そのようなことを踏まえ、試験等による一般職への職種転換を検討しています。また職員については平成14年度から退職者不補充としており、今後も民間委託の推進や臨時職員の活用を考えています。技能労務職員の職務の性格や内容を踏まえ、民間の同職種に従事する者との均衡に留意しながら適正な給与制度・運用に向けた取組を推進していきます。

3. 具体的な取組内容

給料表については、今後一般職への職種転換等を踏まえ、現行を踏襲します。特殊勤務手当については、支給実績の調査や本来の手当のあり方を精査し、地域性なども鑑みながら見直しを検討していきます。また、昇給については人事考課制度を導入し、評価に応じた昇給制度の本格的な運用を図ります。

4. その他

技能労務職員については、平成19年4月1日における職員数は15人(うち55歳以上は3人)で、5年後には12人となる見込みで、比較的急激な職員数の減少とはならない見込みであるが、今後は、退職者不補充という方針のなかで、新規採用もせずに民間委託の推進や臨時職員の活用、事務事業の見直しに伴う人事異動等で調整を図り、一般職への職種転換を視野に入れて検討していきます。